



フィールド サービス ニュース

富士重工業株式会社

本社：東京都新宿区
西新宿1-7-2
(スバルビル)

NO FAN-026

発行 47年5月22日

F A - 2 0 0 飛行規程全面改訂について

今回 F A - 2 0 0 の飛行規程を航空局監修のもとに全面改訂致しました。

従来の飛行規程は各型式及び生産ロットの機体製造番号別により内容をコントロールし、耐空証明取得時に個々の搭載用飛行規程を発行していましたが、今回の改訂により型式別（160HP及び180HP）の区分は従来通りですが、製造番号に関係なく#12号機以降の全号機に共通適用できるようにしたことが、全面改訂の主旨です。合わせまして本文記述内容の簡潔化を図ると共に新たに曲技要領の追加及び追加飛行規程を発行致しました。

追加飛行規の発行目的は、富士重工業(株)又は顧客が特殊装備を追加し、型式証明の取得又は修理改造検査を受け、耐空証明を取得したような場合、特殊装備を装着した個々の機体に発行するもので、基本飛行規程に対して内容が異つたり追加になる部分のみを規定するものです。

したがって、このような機体については基本飛行規程と追加飛行規程の両方が適用になります。

1. 主なる変更内容

今回の飛行規程改訂による主なる変更内容は次のとおりです。

(1) 運用様式

運用様式については従来「有視界飛行方式の昼間及び夜間」と「計器飛行方式の昼間及び夜間」の2種類が第2章2-7項「その他の限界」に規定されていましたが、必要な装備を施した場合の可能な運用様式について各Case毎に、追加飛行規程を発行しました。

即ち各 Case とは「有視界飛行方式の夜間」「計器飛行方式の昼間」および「計器飛行方式の昼間および夜間」です。従つて当該機の装備に合わせ標識および追加飛行規程を準備する必要があります。

(2) 操縦標識

操縦標識については飛行規程内容を簡潔にするために耐空性審査要領で要求されている制限事項のプラカードのみ残し、運用上の制限及び操作のプラカードの掲載を削除致しました。但し機体からプラカードを除いたということではありません。

今後は制限事項のプラカードを含めてサービス通信又はサービス・マニュアルにより機体のプラカード取付をコントロールして行きますので、標識の装着を実施して下さい。

(3) 全機共通適用化のための記述改訂

その他の改訂箇所は全機に共通適用できるように併記方式を採用したことです。

(例) 燃料切換弁と燃料開閉弁の操作方法を併記した。

当該機の装備に合わせて御使用下さい。

(4) 曲技要領の追加

飛行規程で認められているA類の曲技飛行について標準的な操作要領を追加致しました。曲技飛行を行う場合は本要領をよく読んで内容を熟知した上で実施して下さい。

2. 今後の飛行規程改訂要領

飛行規程全面改訂にもとずき今後の変更をつぎのような方法で行います。

飛行規程の該当頁を改訂し、頁一覧表の日付を変更、訂正表(1)に改訂理由を記入し、航空局の承認を受けます。

顧客の皆さまには、サービス通信又はサービスニュースでその変更内容をお知らせすると共に、本文の改訂頁、頁一覧表、および訂正表(1)を送附致します。

これらの改訂版を受領したら頁一覧表を参照し、次の要領で飛行規程に挿入し、編集して下さい。

- (1) 改訂版と同頁の旧頁は廃棄する。
- (2) 頁一覧表により改訂頁を挿入する。
- (3) 頁一覧表の日付通りに全頁が編集されているか確認する。

3. 顧客で特殊装備を装備した場合の処置

富士重工業(株)が型式証明を取得し特殊装備を行つた機体については、基本飛行規程は変更せず追加飛行規程を合せて発行いたしますが、デリバリー後、顧客が修理改造検査をうけて特殊装備を追加した場合は、今回発行した追加飛行規程の様式に準じて該当追加飛行規程を作成し管轄航空局の承認を得て追加して下さい。

以 上